

医政産情企発0925第1号
令和7年9月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

「医療用医薬品の供給問題への対応に係る行動計画」の策定について

医療用医薬品（以下「医薬品」という。）は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えることは国民生活に重大な影響を及ぼします。そのため、医薬品の安定供給に係る各関係主体は、供給問題の発生を未然に防ぐための取組を推進するとともに、供給問題発生時の速やかな供給回復及び供給維持のために取るべき行動を、平時より整理しておくことが望まれます。

そこで、厚生労働省において、「医療用医薬品の供給問題への対応に係る行動計画」（以下「本行動計画」という。）の策定を行いました。

本行動計画は、令和6年度事業「医薬品供給リスク等調査及び分析事業」において安定供給に関する有識者の意見を踏まえ、医薬品の安定供給に係るリスクシナリオを整理した上で、医薬品供給の各関係主体が医薬品の供給問題への対応を行う際の、基本的な行動指針をとりまとめたものです。

つきましては、貴管下関係医療機関、薬局、医薬品製造販売業者、医薬品卸売販売業者等に対し、本行動計画について周知をお願いいたします。

なお、本行動計画は、基本的な行動の指針を定めたものであり、実際の供給問題への対応においては、限られた資源や情報等の中で対応を求められることも十分に想定されます。

本行動計画を参考としつつ、想定される又は実際に生じた事案の性質や規模、各関係主体への影響、各事業者の業務実態等を勘案し、柔軟な対応が要求される可能性があることに留意が必要であることについても、併せて周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○医療用医薬品の供給問題への対応に係る行動計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/index_00006.html